

新 旧 対 照 表

平取町アイヌ施策推進地域計画（令和6年3月18日認定、令和6年12月23日変更認定）

（下線部は変更部分）

変 更 後	変 更 前
<p>平取町アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1 （略）</p> <p>4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業</p> <p>①さらに、町が管理するアイヌの伝統的家屋（チセ）〈削除〉、伝統的付属施設（高床式倉庫、熊檻、便所等）<u>及びアイヌ文化等関連施設</u>について、必要な改修を行う。</p> <p>4-3～4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>（1）文化振興事業</p> <p>1. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：空間活用事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>15,201</u>千円</p> <p>2. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：自然素材育成事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>401,103</u>千円</p>	<p>平取町アイヌ施策推進地域計画</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項</p> <p>4-1 （略）</p> <p>4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業</p> <p>①さらに、町が管理するアイヌの伝統的家屋（チセ）<u>及び</u>伝統的付属施設（高床式倉庫、熊檻、便所等）について、必要な改修を行う。</p> <p>4-3～4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>（1）文化振興事業</p> <p>1. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：空間活用事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>12,822</u>千円</p> <p>2. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：自然素材育成事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>396,547</u>千円</p>

変 更 後	変 更 前
<p>3. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：体験交流事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>66,762</u>千円</p>	<p>3. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：体験交流事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>65,920</u>千円</p>
<p>4. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：その他文化振興のための事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>465,156</u>千円</p>	<p>4. 事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：その他文化振興のための事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>432,982</u>千円</p>
<p>(2) 地域・産業振興事業</p>	<p>(2) 地域・産業振興事業</p>
<p>1. 事業内容：アイヌ文化関連観光プロモーションの実施 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>77,517</u>千円</p>	<p>1. 事業内容：アイヌ文化関連観光プロモーションの実施 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>79,900</u>千円</p>
<p>2. 事業内容：アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>137,697</u>千円</p>	<p>2. 事業内容：アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>133,191</u>千円</p>
<p>3. 事業内容：アイヌ文化ブランド化推進事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>114,722</u>千円</p>	<p>3. 事業内容：アイヌ文化ブランド化推進事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>114,718</u>千円</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>(3) コミュニティ活動支援事業</p>	<p>(3) コミュニティ活動支援事業</p>
<p>1. 事業内容：アイヌの人々と地域住民交流の場の整備事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>365,407</u>千円</p>	<p>1. 事業内容：アイヌの人々と地域住民交流の場の整備事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>318,992</u>千円</p>

変 更 後	変 更 前
<p>2. 事業内容：アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>45,378</u>千円</p> <p>3. 事業内容：アイヌ文化等を担う人材育成のための子供の学習支援事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>190,118</u>千円</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>2. 事業内容：アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>8,330</u>千円</p> <p>3. 事業内容：アイヌ文化等を担う人材育成のための子供の学習支援事業 事業期間：令和6年度～令和10年度 事業費： <u>185,875</u>千円</p> <p>7～10 (略)</p>

平取町アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

平取町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道平取町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

平取町には、沙流川の豊かな自然資源を背景にアイヌの人々が古くから集住し、当町の二風谷地区には、現在もアイヌ文化が色濃く残っており、平取アイヌ協会、平取アイヌ文化保存会、平取町二風谷アイヌ語教室、二風谷民芸組合、二風谷観光振興組合、平取町アイヌ文化振興公社など多くの皆様のご努力の積み重ねによって、神事・儀礼儀式・舞踊・言語・伝統工芸などの貴重なアイヌ文化が保存継承されている。

平取町としても、文化的景観の保全事業並びに平取ダム地域文化調査業務の実施に加えて、平成20年度からイオル（伝統的生活空間）再生事業が始まり、平成21年度から「平取町かわまちづくり計画」により、イオル再生事業と連携して、沙流川の水辺を拠点とした事業が進められるなど、アイヌ文化に関する各種調査・保全並びに振興対策が行われている。

また、文化財としての価値が特に重要な「重要文化的景観」として「アイヌの伝統と近代の開拓による沙流川流域の文化的景観」が、平成19年7月に国によって全国で3番目に選定された。文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」となっている。

さらに、平成25年3月には、平取町二風谷の工芸品「二風谷イタ」（盆）と「二風谷アットゥシ」（樹皮の反物）が、北海道で初めて経済産業省の「伝統的工芸品」に指定されるなど、自然と文化が融合した地域である。

アイヌ文化の保存・継承については、アイヌ文化等を担う人材育成や、自然環境の変化等により自然素材が不足しており原材料の確保が課題である。

アイヌの伝統等に関する理解の促進については、平取アイヌ協会をはじめ各団体の支援等を通して活動してきたことや文化的景観の普及啓発事業、イオル整備事業、二風谷アイヌ文化博物館及び周辺施設の活用事業、小中学校等へのアイヌ文化・アイヌ語の授業を通して、児童・生徒に学んでもらう等、町内外に普及啓発を図ってきたところであるが、これまで実施してきた各種事業の実績によりアイヌ文化について理解されつつあります。今後一層の理解促進に向け事業の展開を図っていく必要があります。そのためには、施設運営管理に係る経費や事業に携わる人の人材育成及び人件費等の財源確保が大きな課題である。

観光の振興その他の産業の振興については、これまで二風谷アイヌ文化博物館を中心とした周辺施設等の活用や近隣町との連携による観光振興を図ってきたが、都市圏や主要交通拠点の内とりわけ新千歳空港からの交通アクセス、生活館などの施設を拡充しアイヌ文化情報発信の拠点として整備し、

年々増加している東南アジア系観光客向けの交通サービスや簡易宿泊・WiFi 整備などのインバウンド対策、都市圏や空港などにおいて観光プロモーションの実施等、多くの課題がある。また、伝統的工芸品産業についても、伝統工芸の後継者を育成するためには、技術が身につくまでの生活を保障し、更にその伝統工芸が生業に結びつく必要があることから、人材育成システム構築や伝統的工芸品のブランド化と合わせ、人材育成に必要な施設整備や新商品開発・生産効率アップのための機械導入等、財政面での課題がある。

地域内（間）交流や国際交流の促進については、今までも平取アイヌ協会や平取アイヌ文化保存会等が中心となり、多くの文化交流を行ってきた。特に国際交流としては、平取町で過去に4回（1993年、2005年、2019年、2023年）国際先住民族フォーラムを開催し、先住民族としてのアイデンティティーの確立や日本国内におけるアイヌ民族の置かれている状況の正確な認識と把握のためには、今後も、他地域との継続的な交流を図っていく必要がある。また、地域内（間）交流については、町内の交通アクセスが悪いことや高齢化に伴い、移動手段に大きな課題がある。

上記のような現状の中、平取町では行政と各関係団体等が一体となって、各事業の課題解決に向け、令和元年度より施行された「アイヌ施策推進法」の下に制度化された「アイヌ政策推進交付金（第1期）」を活用し、様々な事業を実施できたことにより、人材育成、アイヌ文化普及啓発という観点から考えると大きな成果をあげることができた。しかしながら、数値目標として掲げてきた実績は、新型コロナウイルス感染症の影響から、博物館等の休館など、通常営業ができないことが多く、達成できなかったものもあり、課題が残る結果となった。

※アイヌ関連団体

- ・平取アイヌ協会（設立：昭和21年3月、代表者：木村英彦、会員数：211名）
- ・平取アイヌ文化保存会（設立：昭和58年4月、代表者：長野環、会員数：108名）
- ・平取町二風谷アイヌ語教室（設立：昭和62年4月、代表者：川奈野一信、参加者数：105名）
- ・二風谷民芸組合（設立：平成24年10月、代表者：貝澤守、組合員数：34名、家族会員15名）
- ・二風谷観光振興組合（設立：昭和60年8月、代表者：貝澤守、組合員数：34名）
- ・一般社団法人びらとりウレシパ（設立：平成31年2月、代表者：貝澤守、理事：5名）
- ・株式会社平取町アイヌ文化振興公社（設立：令和2年2月、代表者：遠藤桂一、役員：6名）

※アイヌ文化等関連施設

- ・二風谷アイヌ文化博物館
所在：平取町字二風谷55
現況：昭和48年3月設立、アイヌ関連の資料・民具の展示。
- ・萱野茂二風谷アイヌ資料館
所在：平取町字二風谷79-4
現況：昭和47年6月設立、アイヌ関連の資料・民具の展示。
- ・平取町アイヌ文化情報センター
所在：平取町字二風谷61-6
現況：平成22年4月設立、二風谷工芸館の設置・その他アイヌ文化の情報発信等。

- ・平取町アイヌ工芸伝承館
 所在：平取町字二風谷 7 7 - 1 4
 現況：平成 3 1 年 4 月設立、アイヌ工芸品の生産性向上及び都市と農村の地域間交流等施設。
- ・旧マンロー邸
 所在：平取町字二風谷 5 4 - 1
 現況：昭和 6 年建設、アイヌ診療と研究で知られる人類学者マンロー氏の旧自邸兼診療所。
- ・二風谷生活館
 所在：平取町字二風谷 7 8 - 1 2
 現況：平成 9 年 3 月建設、アイヌ語教室子どもの部の活動やアイヌ工芸・刺繍等の講座開設等、地域住民の交流の場となっている。
- ・荷負生活館
 所在：平取町字荷負 5 4 - 2
 現況：昭和 4 1 年 1 0 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・去場生活館
 所在：平取町字去場 6 6 - 4
 現況：昭和 4 2 年 1 1 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・小平生活館
 所在：平取町字小平 3 - 6
 現況：昭和 4 5 年 1 1 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・川向生活館
 所在：平取町字川向 6 1 - 3
 現況：昭和 4 5 年 1 2 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・平取生活館
 所在：平取町本町 1 9
 現況：昭和 4 7 年 1 2 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・ペナコリ生活館
 所在：平取町字荷負 3 3 - 1
 現況：昭和 4 9 年 1 2 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・貫気別生活館
 所在：平取町字貫気別 1 2 9 - 2
 現況：平成 3 年 3 月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、アイヌ文化教室の開催等、地域住民の交流の場となっている。

- ・本村生活館
所在：平取町字貫気別20-2
現況：平成10年3月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・本町生活館
所在：平取町本町44-4
現況：平成10年2月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・旭生活館
所在：平取町字旭67-3
現況：平成13年2月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、老人クラブ活動等、地域住民の交流の場となっている。
- ・紫雲古津生活館
所在：平取町字紫雲古津34-1
現況：平成22年3月建設、地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、アイヌ文化教室の開催等、地域住民の交流の場となっている。
- ・イオル文化交流センター
所在：平取町字二風谷228
現況：令和4年4月設立、アイヌ関連の民具を展示、アイヌ語教室等の活動や地域間交流施設となっている

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

沙流川の豊かな自然環境により育まれたアイヌ文化を大切に継承していくことに加え、現代社会の暮らし方を尊重しつつ多様な文化が共生・共存しながら創造的で豊かな地域社会を築いていくことを目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業		アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
	アイヌ文化施設入館者数	生活館利用者数	平取町アイヌ関係Web閲覧数	伝統的家屋(チセ)活用件数 体験交流事業の参加人数	アイヌラッピングバス利用者数	
令和6年度(基準年次)	77,000人/年間	34,000人/年間	172,000アクセス/年間	410件/年間 2,100人/年間	3,700人/年間	3ポイント上昇/3年間
令和7年度	80,500人/年間	35,500人/年間	180,000アクセス/年間	450件/年間 2,200人/年間	3,800人/年間	
令和8年度(中間目標)	84,500人/年間	37,000人/年間	189,000アクセス/年間	500件/年間 2,300人/年間	3,900人/年間	
令和9年度	89,000人/年間	38,500人/年間	198,000アクセス/年間	550件/年間 2,400人/年間	4,000人/年間	
令和10年度(最終目標)	93,000人/年間	40,000人/年間	207,000アクセス/年間	600件/年間 2,500人/年間	4,100人/年間	

※アイヌ文化施設（二風谷アイヌ文化博物館、平取町アイヌ文化情報センター、平取町アイヌ工芸伝承館、イオル文化交流センター、精神文化の継承に関連する施設（仮称；慰霊塔）沙流川歴史館、萱野茂二風谷アイヌ資料館、旧マンロー館）

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

① 伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業

平取町のアイヌ文化の継承と振興のため、地域住民やアイヌの人々、関係機関等と連携し現在まで進めてきた伝統的生活空間（イオル）整備事業として二風谷地区でのコタン等の再現や管理を行う。また、映画ロケ地となったエリアを新たなイオル空間として位置づけし、地域振興、観光拠点としての環境整備を行う。アイヌ文化の継承に必要な自然素材の栽培・育成として、沙流川流域の森林・河川環境等の保全・活用についての調査、有用植物の栽培育成などを伝統的生活空間イオル整備事業などにより実施する。

さらに、アイヌの歴史について、地域住民の古老などから聞き取り調査（ライブラリー事業）を実施し、その調査結果については、データとして保存・活用することにより、アイヌ文化の伝統や文化に関する知識の普及啓発を図ることができる。

② アイヌ工芸の振興事業

アイヌ工芸の人材育成ならびに伝統的工芸品産業と交流産業の振興を図るため、平取町アイヌ工芸伝承館（ウレシパ）にて実施する、木彫や織物、レーザー彫刻などの体験メニューを常時行う。

また、二風谷工芸館において、主に夏休み期間を利用し、小中学生等を対象にアイヌ文様の木彫体験を実施する。

さらに、アイヌ工芸として技術・技法や伝統を継承する工芸家の制作活動の場として、匠の工房が設置されたが、工房前のスペースを広場やモニュメントを整備し、工房と一体となり伝統的工芸品の制作技術に触れていただく、ソフト事業の展開を図る。

③ アイヌ文化の保存・振興事業

アイヌ文化の保存・継承活動を行うアイヌ関連団体に対し、伝統的な舞踊や所作、儀礼、アイヌ語の学習など、文化の保存・継承に必要な事業に対し町として業務を委託することで支援を行う。

また、地域や町内外の学校等で実施されるアイヌ語学習などに関し、講師の派遣を行うなどの支援を行う。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

① アイヌ伝統等普及啓発事業

二風谷アイヌ文化博物館において、アイヌ文化を説明する説明員を配置し、多言語の表示や、展示品・文化財などを映像によってガイダンスする設備を導入しつつ、地域のアイヌに関する理解を深める展示を行う。

さらに、町が管理するアイヌの伝統的家屋（チセ）、伝統的付属施設（高床式倉庫、熊檻、便所等）及びアイヌ文化等関連施設について、必要な改修を行う。

また、平取町立二風谷アイヌ文化博物館及び萱野茂二風谷アイヌ資料館に保管されているアイヌ

民具を高解像度で撮影し、民具台帳の整備や図録の刊行など平取町のアイヌ民具の理解促進のための資料を完成させる。

さらに、町内外におけるアイヌ文化に対する理解を深めるため、アイヌ民族の文化や歴史などをテーマとした講座やセミナーなどを開催し、また、アイヌ民族・アイヌ文化に関心のある主に大学生を対象としたアイヌ文化体験プログラムを実施する。

また、平取町立二風谷アイヌ文化博物館等において、アイヌ文化に関する書籍を購入し、一般町民及び研究者及び学生等へ資料提供を行い、アイヌ文化に関する理解の促進を図る。

また、アイヌ文化振興に資する調査研究及び地域内外の交流の促進と人材育成、多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを目的として、アイヌ文化振興に関する多目的施設の整備を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化などの魅力ある観光資源プロモーション促進事業

平取町、アイヌ協会、観光協会などの関係団体が主体となり、アイヌ文化に興味を持つ人々が多いと言われる外国人のさらなる誘致を進めるため、博物館などで多言語にも対応したデジタルサイネージなどの情報発信設備の整備を行うとともに、若者にも認知された SNS などを活用した多様な媒体との連携を通じた情報発信を行う。また、二風谷地区での体験型観光客専用のチセなどの整備を推進する。

アイヌ文化観光の魅力を伝えるために、国内・海外の旅行サイトや雑誌等を活用したプロモーションを展開する。さらに海外からの観光客の誘致を図るため、今後、世界各国（イギリス、フランス、アメリカ）にあるジャパンハウスと連携し、アイヌの伝統工芸品や伝統芸能などを紹介する。

② アイヌの食文化とイベントを活用したアイヌ文化のまち PR 事業

アイヌの伝統食を現代風にアレンジし、町内の飲食店へレシピの提供や沙流川流域のアイヌの儀式にちなんだイベントの PR、平取町での主要イベントでのアイヌ文化に関する展示や舞踊等、食体験等の実施や町内の観光コンテンツを回遊する仕組みづくり、沙流川流域のアイヌ文化に関する知識の普及と啓発を通じて、アイヌ文化を継承するまち平取町を広く周知し、来訪客の増大と地域の活性化を図る。

③ アイヌ文化拠点と交通拠点を結ぶネットワーク形成事業

全道的、広域的なアイヌ文化への理解や、振興を目的に、民族共生象徴空間整備構想での広域関連区域を担う平取町とナショナルセンターの白老町、国内外からの観光客の玄関口となる新千歳空港、この3拠点をバスによる交通移動手段を形成することによりアイヌ文化体験などを内容とした体験観光客の入込数の更なる増加を図る。

④ アイヌ文様ラッピングバス事業

生活館等（地域住民交流の場）を拠点にアイヌ文様のラッピングを施したアイヌの人々の利便性を確保するバス運行を行う。

⑤ アイヌ文化のブランド化推進事業

平取町ではアイヌ工芸として技術・技法や伝統を継承する工芸家が現在も制作活動を行っており、とりわけ「二風谷イタ」及び「二風谷アットゥシ」については2013年に伝統的工芸品に指定されるなど、アイヌ工芸の代表的な地域として知られる様になってきている。

ブランド化の取組みとしては、現在のアイヌ工芸品に加え、新たな視点からのアプローチとして現代的なデザイナーとのコラボレーションを積極的に進め、具体的にはデザイナーのアドバイスを受けながら、沙流川流域のアイヌ文様をモチーフにした、コンテンポラリーな商品の試作品製作や、販売のための市場調査を行い、これまでのアイヌ伝統工芸品以外にもアイヌ文様などのイメージを基にデザイナーやプランナーと連携し商品開発を進めてきた。今後は、若手工芸家の企画・創造性育成と販路開拓につながる商品開発をさらに進め、これまで制作してきた商品を含め、産地ブランド化の普及促進を図る。大都市においてアンテナショップを期間限定で開設する。

また、アイヌ文化に関連した新たなブランド（商品）の開発・製造のため、ガーメントプリンターなどを導入する。

⑥ 木工芸品等の材料供給システムの整備など北海道古来の森林の再生等

平成25年4月に平取アイヌ協会長（当時は北海道アイヌ協会平取支部長）、北海道森林管理局長及び平取町長が締結した「21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画ーコタンコロカムイの森づくり推進のための協定書ー」（令和2年4月更新）に基づき、アイヌの伝統的な生活空間（イオル）にふさわしい北海道の古来の森林の再生等に取り組み、具体的には以下の取組を推進する。

これらの取組の具体的な実施については、業務委託等により、アイヌの方々が主体となって組織する団体等を、主たる担い手として位置付ける。

- ・北海道古来の森林の象徴として、かつては集落の周辺の森林に生息し、集落の守り神とされた「コタンコロカムイ」（シマフクロウ）が生息できる森林・水域環境の再生
- ・アイヌ文化の伝承等に必要となる自然素材を確保するため同協定書の対象となる平取町内の国有林野における伝統的利用植物の生育状況の調査、これら植物の植栽・育成試験等
- ・平取町内の国有林野を管轄する日高北部森林管理署等との連携による伝統的工芸品（経済産業大臣指定）「二風谷イタ」や伝統的家屋チセ等の素材・材料についての持続的かつ安定的な供給・調達体制の構築
- ・国有林野及びその産物の保全並びに新たな活用によるアイヌ文化の普及啓発活動等を通じた雇用機会等の創出及びそれら普及啓発稼働等の担い手の育成
- ・法第10条第4項に規定する、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野において採取する事業（以下「国有林野採取事業」という。）
- ・国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に基づく、分取造林制度を活用した森づくり

また、町有地や地権者の理解と協力を得ることができる私有地等の国有林野以外の土地においても、これらと同趣旨の取組の推進と拡大に努める。

なお、伝統的工芸品（経済産業大臣指定）「二風谷アットゥシ」の原料となるオヒョウの樹皮については、現段階では平取町内のオヒョウの資源量が少ないことから、北海道森林管理局及び北海道の協

力を得て、道内の国有林及び道有林からの調達に取り組みつつ、将来的には、町内での供給が可能となるよう、その他の伝統的利用植物とともに、その育成に取り組む。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

① アイヌの人々と地域住民交流の場の整備

平取町内各地区にはアイヌの人々との交流の拠点として生活館が整備されており、日常的に文化伝承に関わる活動を含めたコミュニティの活動が行われている。しかしながら、昭和40年代に建設された生活館も多く現存しており老朽化が進んでいる。今後、使用状況も勘案し、計画的に改修等を進める。

また、ニール・ゴードン・マンロー（1863-1942）の功績を称えるための事業を行い、二風谷ならではのアイヌ文化継承を地域住民とともに築いていく。

② アイヌの人々のコミュニティ活動への支援

ニュージーランドのマオリ族を始めフィンランドのサーミ族、台湾のタイヤル族など、世界の少数民族との交流を深めるとともに、先住民政策について国内外の先進地の事例などを学び、意見交換を行うため、国際先住民族フォーラムなどのイベントを定期的に開催する。

また、高齢者コミュニティ活性化を図るべく、アイヌ文化の知見の伝承・共有化事業を展開する。

③ アイヌ文化等を担う人材育成のためのこども等の学習支援

希望する大学への進学、就職に向けての学習機会と質の高い教育が受けられる環境を提供するため、町内中学生及び平取高校生を対象とした無料の公営塾を開講し、アイヌ子弟を含む町内の中高生の学力アップと将来の人材育成を図るとともに、アイヌの方々を含む保護者負担の軽減を図る。

また、町内の小・中・高校生と海外の先住民族との国際交流事業を行う。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

1.事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：空間活用事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：15,201千円

2.事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：自然素材育成事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：401,103千円

3.事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：体験交流事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：66,762千円

4.事業内容：伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援：その他文化振興のための事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：465,156千円

(2) 地域・産業振興事業

1.事業内容：アイヌ文化関連観光プロモーションの実施

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：77,517千円

2.事業内容：アイヌの観光振興、コミュニティ活動支援のためのバス運営

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：137,697千円

3.事業内容：アイヌ文化ブランド化推進事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：114,722千円

4.事業内容：木工芸品等の材料供給システムの整備事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：296,258千円

(3) コミュニティ活動支援事業

1.事業内容：アイヌの人々と地域住民交流の場の整備事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：365,407千円

2.事業内容：アイヌ高齢者のコミュニティ活動への支援事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：45,378千円

3.事業内容：アイヌ文化等を担う人材育成のための子供の学習支援事業

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：190,118千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載

(第2号基準)

■4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ文化を次世代へ確実に継承することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-3に記載する事業は、アイヌ文化のブランド化や、アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施することによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4に記載する事業は、アイヌの方々のコミュニティ活動の支援や、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。さらに、先住民族の国際的な情勢を的確に把握することで、これからのアイヌ民族のあるべき姿を想像できる環境づくりに寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

平取町の事業として実施する場合や、平取アイヌ協会、平取アイヌ文化保存会、二風谷アイヌ語教室、一般社団法人びらとりウレシパ、株式会社平取町アイヌ文化振興公社、地域の路線バス運営会社、平取町観光協会に委託する方法を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である平取町アイヌ施策推進課、まちづくり課、観光商工課、生涯学習課、文化財課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である平取町アイヌ施策推進課、まちづくり課、観光商工課、生涯学習課、文化財課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々をはじめ地域住民から意見を聞いたところ反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に明記するKPIであるアイヌ文化施設入館者数、平取町アイヌ関係WEB閲覧数、伝統的家屋（チセ）活用件数・体験交流事業の参加人数、アイヌラッピングバス利用者数、生活館利用者数について、実績値を毎年度公表する。また、外部の有識者・学識者も交えた平取町アイヌ総合政策推進協議会等において目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度3月に行う平取町アイヌ総合政策推進協議会において、効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価効果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、平取町ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する国有林野採取事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性

平取町は、町面積の約85%を森林が占め、そのうち約56%が国有林野である。平取町におけるアイヌの伝統的な文化を振興していくためには、当該事業を活用し、当該事業の対象となる林産物の資源管理を適切に行いながら、持続的に利用していくことが不可欠である。

② 当該事業により採取（育成）する林産物の種類、使用目的

【儀礼等に使用する「しば」】

※しばは、胸高直径10cm未満の小径木で、植栽又は育成しているものを除く。以下同じ。

・ヤナギ、ミズキ、キハダ、シナノキ、タラノキ、ハシドイ等

【伝統食材】

・アキタフキ、アマニュウ、ウド、エゾエンゴサク、エゾヨモギ、オオウバユリ、カタクリ、クサソテツ、ギョウジャニンニク、タチギボウシ、タラノキ、ニリンソウ、ヨブスマソウ等

・きのこ類（マツタケを除く。）

・木の実類（ミズナラ、オニグルミ等の堅果）

・液果（キイチゴ、ヤマブドウ等）

【クチャチセ（仮設小屋）の材料等】

・枝（トドマツ等）

・アキタフキ

・ササ類

・しば（ヤナギ、ハンノキ類、ハシドイ等）

・つる類

【伝統的家屋チセ等の建築補助資材】

・しば（アオダモ、イタヤカエデ、エゾマツ、トドマツ、ハルニレ、ミズナラ、ヤチダモ等）

- ・かや類
- ・つる類

【伝統工芸品等の素材】

- ・枯れて倒れている木
- ・つる類

【北海道古来の森林の再生に用いる苗を育成するための植物の種子】

- ・アオダモ、イタヤカエデ、オニグルミ、オヒョウ、カツラ、キハダ、シナノキ、ハルニレ、ミズナラ等

③ 当該事業により採取（育成）する林産物の数量

林産物資源の持続可能な採取量の範囲内で、毎年度の儀礼や行事等で使用する量を、日高北部森林管理署と調整のうえで設定する。採取数量等の設定に際しては、それぞれの林産物の再生力を十分に踏まえた回帰年と採取箇所のローテーションを設定するなどして、資源の保護に十分に配慮する。

④ 林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署等の名称

- ・場所：平取町内の国有林のうち、主に、荷負国有林、長知内国有林、亜別国有林、貫気別国有林、仁世宇国有林、振内国有林等を想定
- ・管轄する森林管理署：日高北部森林管理署

⑤ 予定する契約者

平取町長

⑥ 予定する共用者

当該事業により採取する林産物を利用してアイヌ文化の振興に取り組む者

⑦ 管轄する森林管理署等との事前調整状況

令和5年6月に日高北部森林管理署と合同で現地調査を実施するなど、令和6年度早期の共用林野契約の締結に向けて、日高北部森林管理署から内諾を得ている。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の概要

平取町は、沙流川流域にアイヌ文化が古くから現代まで継承されており、アイヌの人々にとってさけは、カムイチェプ（神の魚）、シペ（本当の食べ物）として、食料のほか履物としても加工され、アイヌの人々の生活にとって欠かすことのできない大切な魚であった。さけが遡上する沙流川沿いのコタン（集落）では、マレプ（突き鉤）等を使った漁が行われ、秋にはその年の最初に採れたさけをカムイに捧げる儀式である「アシリチェプノミ（新しいさけを迎える儀式）」が行われていた。

平取町では、こうしたアイヌによって継承されてきた儀式等を保存または継承し、儀式等に関する知識の普及啓発を行うため、2004年にアシリチェプノミを復活させ、以降、毎年継続的に実施している。このアシリチェプノミは毎年9月の中下旬に沙流川支流の沢で行っており、儀式のほ

か、マレプ漁を町民や町外からの来訪者にも見学していただき、サケを使ったアイヌ伝統料理の試食体験を行うなど、町民や来訪者がアイヌの伝統文化に触れる貴重な機会となっており、アイヌ文化の伝承と理解の増進のため、今後も継続して実施していく方針である。また、今までは捕獲したサケを捕獲用の水場に移し行っていたが、自然組上するサケについても沙流川本川・支川での採捕を行う。

② 実施主体

平取町（北海道沙流郡平取町本町 28 番地）

③ 採捕の区域

北海道沙流郡平取町

- 1) 沙流川支川 アベツ川
- 2) 沙流川本川 二風谷ダム下流域
- 3) 沙流川支川 オサツ川
- 4) 沙流川支川額平川 貫気別川合流附近
- 5) 沙流川支川 ニセウ川 本川との合流附近
- 6) 沙流川本川 本町親水公園附近

位置図 別紙-1 のとおり

④ 採捕の期間

9～11月頃（約3か月間）

⑤ 採捕する水産物の種類及び数量

伝承活動・儀礼として200尾／年程度

⑥ 使用予定漁具

種 類	規 模（おおよその数値）	数	漁 法
マレプ（自在もり）	長さ 73 c m かぎ幅 9.4 c m	6	かぎ
アプ（魚とりかぎ）	長さ 185 c m かぎ幅 12.5 c m	5	かぎ
ラウオマプ（うけ）	長さ 250 c m 高さ 55 c m 横 40 c m	1	やな

別添資料参照

⑦ 予定する採捕従事者

イオル再生事業従事者、平取町アイヌ施策推進課アイヌ文化保全対策室職員、平取町内アイヌ文化継承者 等 20名程度

⑧ 使用予定船舶

丸木舟 3 隻

⑨ 関係者との事前調整状況

・日高さけ・ます増殖事業協会

令和元年6月25日に計画の概略を説明し、内容について概ね了解を得ている。

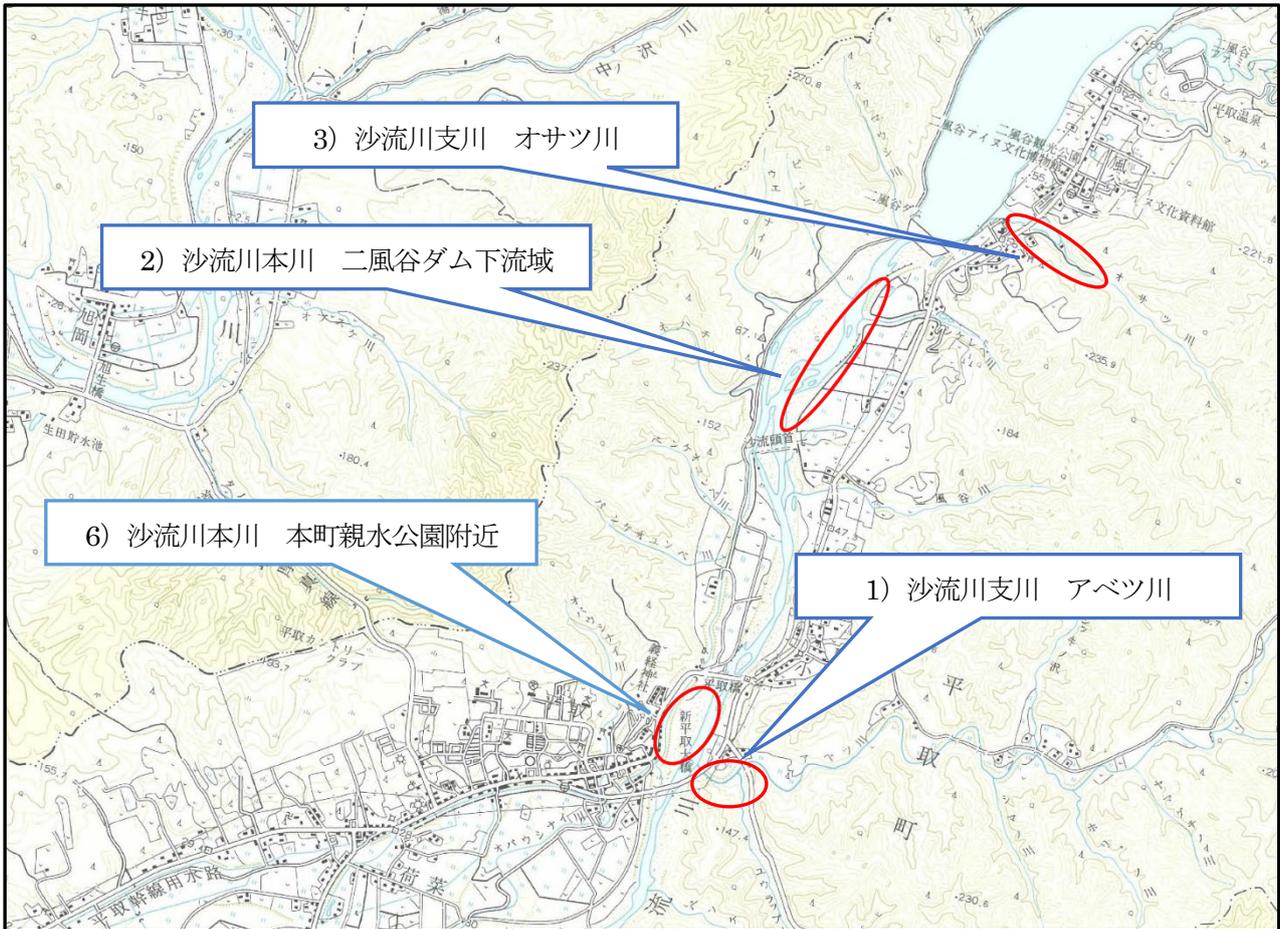
令和3年2月10日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

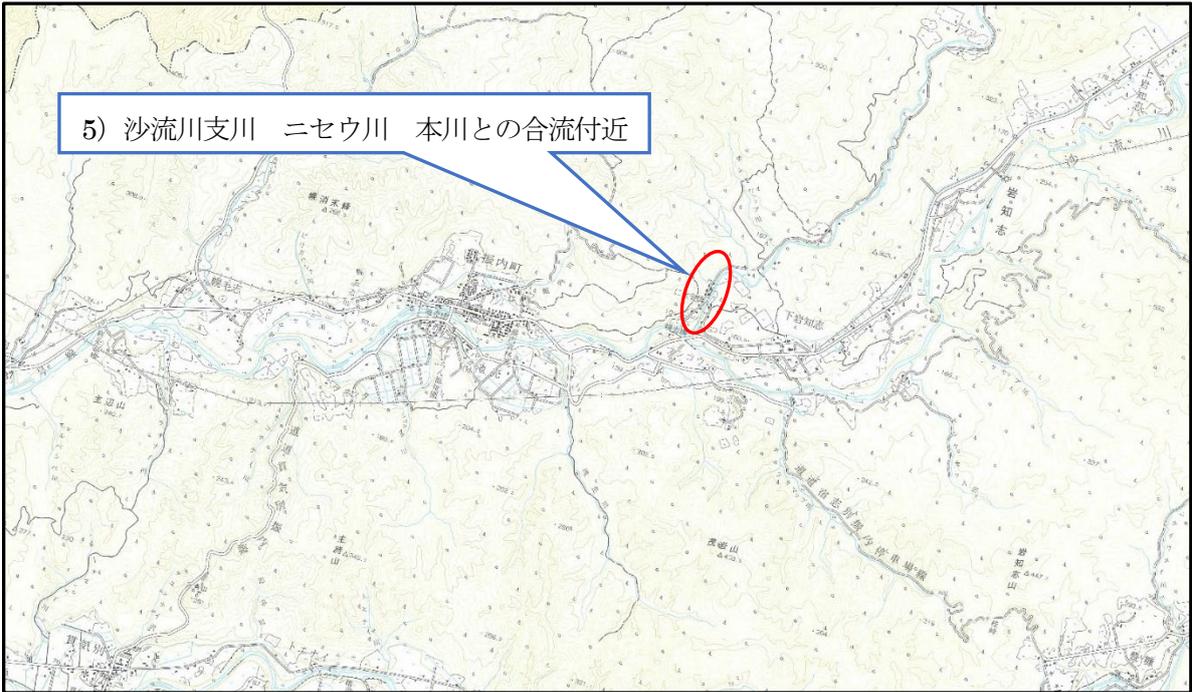
・ひだか漁業協同組合

令和元年7月1日に計画の概略を説明し、内容について概ね了解を得ている。

令和3年2月12日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

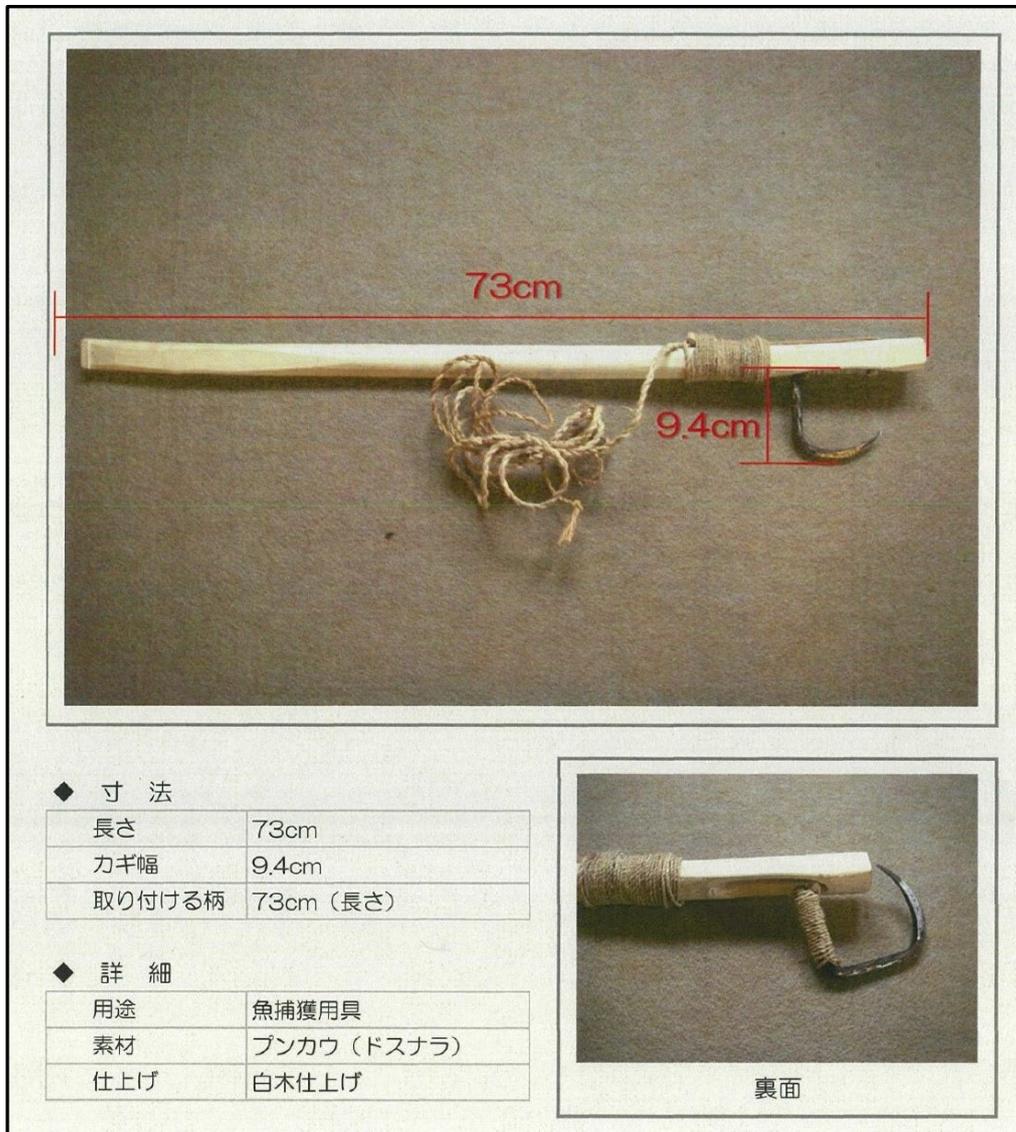
10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項 ③採捕の区域



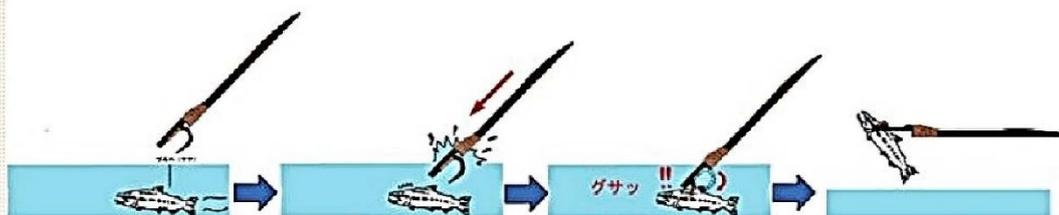


10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項 ⑥使用予定漁具

1.漁具名 マレブ (自在鉈:じざいもり)



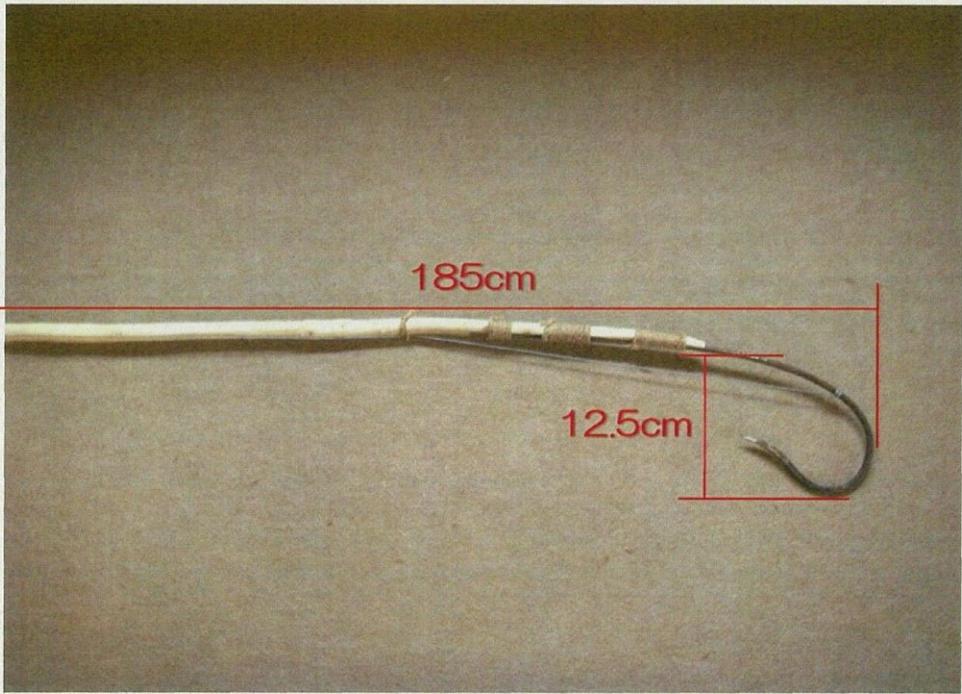
使用イメージ図



使用方。

シベ (シロザケ) を長い柄の棒で突くと鉤が胴体にささり、同時に鉤はラスパ (棒の先) の溝を離れて、シベが柄の先にぶらさがり、これを手元に引き寄せてとらえる。

2.漁具名 アフ (魚とりかぎ)



◆ 寸法

長さ	185cm
カギ幅	12.5cm
取り付ける柄	185cm (長さ)

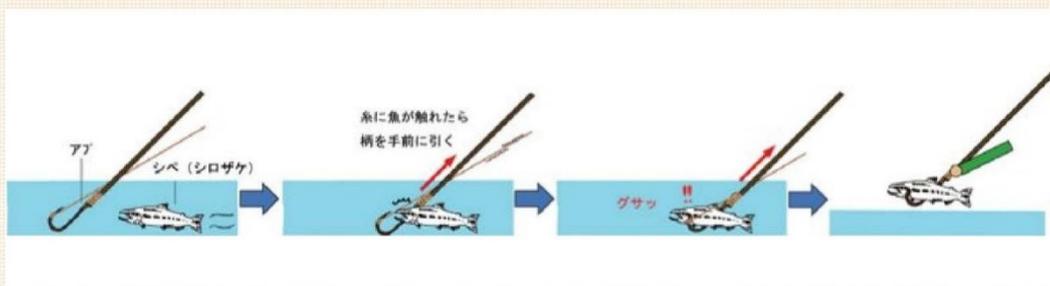
◆ 詳細

用途	魚捕獲用具
素材	イワニ (アオダモ)
仕上げ	白木仕上げ



裏面

使用イメージ図



使用方。

川の流りに沿ってかぎの先が上に向くように流します。かぎの内側には棒から手元まで糸が引っ張ってあり、それに魚が触れると糸に手ごたえが伝わります。その時に柄をぐっと引くと、かぎにシペ (シロザケ) が引っかかります。

3. ラウオマフ (うけ)



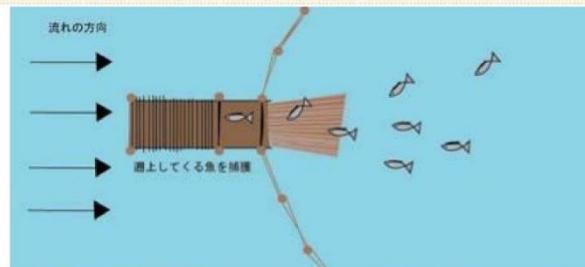
◆ 寸法	
長さ	250cm
高さ	55cm
横	40cm

◆ 詳細	
用途	魚捕獲用具
素材	スス (ヤナギ)
仕上げ	白木仕上げ



裏面

使用イメージ図



使用方

小沢の流れを石やヤナギの木などで八の字にせき止めて、その真ん中に仕掛けておき、流されないように入り口の両端に杭を打ったり、石を置いたりして固定します。このラウオマフは比較的流れのゆるやかな場所で使用され、そのときの魚の動きを見て口を川下へ向けたり、川上へ向けたりして仕掛けます。魚は芝簀のうえを滑るようにして築の中に入り、いったん中に入ると簀のあげでじゃまされて出ることができません。中が魚でいっぱいになるとラウオマフから一尾ずつ取り出してイサパキクニ (頭叩き棒) で魚の頭をたたいて陸のほうへ放り上げておきます。